

東峰村社協ホームヘルプサービス 利用料金表（令和6年4月～）

地域区分：その他（1単位=10円）

1.要介護1～5の認定を受けた利用者（指定訪問介護）

利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。実際の計算は、1か月の合計単位数に基づいて行います。

(1) 身体介護が中心のとき

所要時間	通常（8：00～18：00）			
	利用料金	1割利用者負担	2割利用者負担	3割利用者負担
20分未満	1,630円	163円	326円	489円
20分以上30分未満	2,440円	244円	488円	732円
30分以上1時間未満	3,870円	387円	774円	1,161円
1時間以上	5,670円	567円	1,134円	1,701円
1時間以上～	所要時間が30分を増すごとに、5,670円に820円を加算する。			
身体介護を20分以上行なった後に、引き続き、生活援助を行なった場合（※）	引き続き行う生活援助の所要時間が20分から計算して25分を増すごとに65単位を加算する。 （※）195単位を限度とします。			

(2) 生活援助が中心のとき

所要時間	通常（8：00～18：00）			
	利用料金	1割利用者負担	2割利用者負担	3割利用者負担
20分以上45分未満	1,790円	179円	358円	537円
45分以上	2,200円	220円	440円	660円

(3) 身体介護に引き続き生活援助のとき

所要時間		1割利用者負担	2割利用者負担	3割利用者負担
身体20分以上30分未満	生活20分超え程度	309円	618円	927円
	生活45分超え程度	374円	748円	1,122円
	生活70分超え程度	439円	878円	1,317円
身体30分以上60分未満	生活20分超え程度	452円	904円	1,356円
	生活45分超え程度	517円	1,034円	1,551円
	生活70分超え程度	582円	1,164円	1,746円

上記の金額に、下記の料金が加算されることとなります。

加算	利用料金	1割利用者負担	2割利用者負担	3割利用者負担
初回加算（1月につき）	2,000円	200円	400円	600円
介護職員処遇改善加算Ⅱ（1月につき）	月間の総利用単位数に10%を乗じた金額を加算します。			
特別地域訪問介護加算（1月につき）	月間の総利用単位数に15%を乗じた金額を加算します。			
介護職員等ベースアップ等支援加算（1月につき）	月間の基本サービスと加減算を加えた単位数に2.4%を乗じた金額を加算します。			

2.介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援 1・2 の認定を受けた利用者（訪問型独自サービス）

利用料金は 1 月ごとに算定され、以下のとおりです。（1 単位=10 円）

(1) 訪問型独自サービスⅠ（週 1 回程度の利用）のとき

訪問型独自サービスⅠ	利用料金	1 割利用者負担	2 割利用者負担	3 割利用者負担
	11,760 円	1,176 円	2,352 円	3,528 円

(2) 訪問型独自サービスⅡ（週 2 回程度の利用）のとき

訪問型独自サービスⅡ	利用料金	1 割利用者負担	2 割利用者負担	3 割利用者負担
	23,490 円	2,349 円	4,698 円	7,047 円

(3) 訪問型独自サービスⅢ（週 2 回を超える程度の利用）のとき

訪問型独自サービスⅢ	利用料金	1 割利用者負担	2 割利用者負担	3 割利用者負担
	37,270 円	3,727 円	7,454 円	11,181 円

上記の金額に、下記の料金が加算されることとなります。

加算	利用料金	1 割利用者負担	2 割利用者負担	3 割利用者負担
初回加算（1 月につき）	2,000 円	200 円	400 円	600 円
介護職員処遇改善加算Ⅱ（1 月につき）	月間の総利用単位数に 10% を乗じた金額を加算します。			
特別地域訪問介護加算（1 月につき）	月間の総利用単位数に 15% を乗じた金額を加算します。			
介護職員等ベースアップ等支援加算 （1 月につき）	月間の基本サービスと加減算を加えた単位数に 2.4% を乗じた金額を加算します。			

3.介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援 1・2 の認定を受けた利用者（訪問型サービス A）

利用料金は 1 時間ごとに算定され、以下のとおりです。（1 単位=10 円）

（利用回数上限：1 か月あたり、16 回以内、総利用時間が 24 時間以内）

訪問型サービス A（1 時間につき）	利用料金
	230 円